において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百平方メートル未満（同表(十一)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

(イ)　令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

(ロ)　令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第二十三条第四項第七号ヘ中「もの（」の下に「小規模特定用途複合防火対象物を除く。」を加える。

第二十四条第五号ロ及びハ後段中「部分」の下に「（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）」を加え、同号ニ中「その階」の下に「（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第五号の二ロ(イ)及び(ロ)中「部分」の下に「（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第八号の二イ中「その階」の下に「（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）」を加える。

第二十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　小規模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる防火対象物の階が次の各号（当該階が二階であり、かつ、二階に令別表第一(二)項及び(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては、第一号及び第三号）に該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一　下階に令別表第一(一)項から(二)項ハまで、(三)項、(四)項、(九)項、(十二)項イ、(十三)項イ、(十四)項及び(十五)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

二　当該階（当該階に第四条の二の二第一項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていること。

三　収容人員は、令第二十五条第一項第一号に掲げる防火対象物の階にあつては二十人未満、同項第二号に掲げる防火対象物の階にあつては三十人未満であること。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

第二十八条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

（消防法施行規則の一部改正）

第二条　消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

第二十三条第四項第一号ヘ(イ)中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号ヘ(ロ)中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

（特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条　特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　特定福祉施設等　福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。

イ　令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ　令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第三条第二項の表を次のように改める。

特定共同住宅等の種類		通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
構造類型	階数		
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
開放型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
	地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備
	地階を除く階数が十以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備